

平成 29 年（ネ）第 345 号 退職金請求控訴事件

控 訴 人 豊島耕一 外 1 名

被控訴人 国立大学法人佐賀大学

## 準 備 書 面 （ 1 ）

2017 年（平成 29 年）7 月 21 日

福岡高等裁判所第 4 民事部ト係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 東 島 浩 幸

同 桑 原 健

同 梶 原 恒 夫

同 八 木 大 和

控訴人は、被控訴人の本年 7 月 10 日付準備書面（1）への反論を行う上で、被控訴人の主張について明確にすべき点があると思料するので、本書にて以下のとおり求釈明を行うものである。

### 第 1 「官民格差の是正」（原判決 38 頁）に関する求釈明

#### 1 考慮すべき要素の軽重ないし比重に関する求釈明

被控訴人は、本件において、改正後通則法第 50 条の 10 第 3 項の各要素のうち、①「一般職の国家公務員等の給与等」及び②「民間企業の従業員の給与等」の要素が重視されるべきであり、③「当該中期目標管理法の業務の実績」及

び④「職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情」を重視することは相当ではない旨主張するが（被控訴人の準備書面（1）2頁。以下、単に「被控訴人準備書面」という。），これら各要素の「比重ないし軽重の付け方」について、本件退職金規程の不利益変更在先立って、被控訴人法人内のどの部署において、どのように検討ないし判断したのか明らかにされたい。

## 2 官民格差の有無に関する求釈明

被控訴人が、官民格差の是正の必要性が本件退職金規程の不利益変更の「高度の必要性」を基礎づけると理解するのであれば、その前提として官民較差が実際にどの程度存在し、本件退職手当規程が果たして社会情勢適合の原則の観点からもはや改正しなければならない程度の水準となっていたのか否かについて、検討されるべきものと思料されるが、この点、被控訴人においては、本件退職金規程の不利益変更在先立って、具体的に、いつ、どの部署において、どのように（いかなる資料に基づいて）検討したのか明らかにされたい。

## 第2 被控訴人の「業務の実績」に関する求釈明

### 1 余剰の有無に関する求釈明

被控訴人は、「被控訴人においてそのような余剰が存在するものではない」（被控訴人準備書面・3頁）として、被控訴人に財政上の余剰がなかった旨主張するが、この点、本件退職金規程の不利益変更在先立って、被控訴人法人内のどの部署において、どのように（いかなる財政資料に基づいて）、余剰がない旨、検討ないし判断したのか明らかにされたい。

### 2 本件不利益変更をしない場合の将来の財政的懸念に関する求釈明

被控訴人は、「仮に本件規程変更を行わなかった場合、（中略）それにより被控訴人の教育、研究環境や、あるいは附属病院における再整備事業等の適切な投資ができなくなる懸念がある。」と主張するが（被控訴人準備書面・3頁）、本件不利益変更を行わない場合の財政上の懸念について、本件退職金規程の不利益変更在先立って、具体的に、いつ、どの部署において、どのように（い

なる資料に基づいて) 検討したのか明らかにされたい。

### 第3 各要素の検討の時期に関する求釈明

前記第1及び第2の各求釈明は、前記①乃至④の各要素について、被控訴人が本件退職金規程の不利益変更在先立って何らかの検討をなしたはずであるとの前提に立っての求釈明であるが、万が一、これらの各要素について、本件退職金規程の不利益変更在先立って特段の検討を行っていないのであれば、その旨明らかにされたい。

以上